

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から47年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

昭和46年6月頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、母が国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人及びその両親に係るA市の国民年金収滞納一覧表では、国民年金保険料の納付日が確認できる申立期間直後の昭和49年度から51年度までの期間について、申立人及びその両親の保険料は全て同一日に納付されていることから、申立人及びその両親の納付行動は同一であったと推認されることから、当該期間について申立人の両親は保険料が納付済みとされている上、当該期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていること、及び当該期間は6か月と比較的短期間であることから、申立人の両親は、当該期間の保険料について、申立人の分を含め納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点において、当該期間の国民年金保険料は過年度納付となるものの、特殊台帳及びオンライン記録に過年度納付された形跡は見当たらない上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から同年10月まで

平成2年5月の結婚と同時に会社を退職し、雇用保険を受給している間は夫の厚生年金保険の被扶養者には入れず、その間は国民年金の加入手続きも行っていなかった。

その後、社会保険事務所（当時）から何度か国民年金への加入を促す連絡を受けたため、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を申立期間直後2か月間の保険料とともに一括で納付した。

しかし、年金事務所の納付記録をみると、平成2年11月及び同年12月の2か月間のみが納付済みとなっており、申立期間については未納となっている。

平成2年5月当時は、A市B区に住み、同年12月にC市D区に引っ越ししており、申立期間を含む期間の保険料は、D区の自宅近くの銀行又は郵便局で全額を一括納付したはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により国民年金手帳記号番号の払出時期が確認でき、また、C市D区役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人が平成3年8月23日に国民年金の加入手続きを行うとともに、同日に、同区役所において婚姻後の姓に改姓し、同時に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した2年5月16日に遡って国民年金第1号被保険者資格を取得したこと、及び3年1月22日に同資格を喪失すると同時に国民年金第3号被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った後、3回目に郵送された納

付書により、申立期間の国民年金保険料を申立期間直後2か月間の保険料とともに一括納付したと供述しているところ、i) 前述の被保険者名簿の備考欄には、「過年度社保待ち」とのゴム印が押されていることから判断すると、上記国民年金の加入手続を行った平成3年8月23日の時点において、申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であり、申立期間とその直後の2か月間を合わせた8か月間の国民年金保険料を納付する意思を示していたことがうかがえること、ii) 年金事務所は、申立期間当時、過年度納付書は被保険者から分割の希望がない限り未納期間の全てを1枚で発行していた旨回答している上、未納者に対する納付書の発行は、複数回行っていった旨回答していることから、申立期間の保険料を一括して納付したとする申立人の供述に不自然さは認められない。

さらに、申立人は、申立期間の直後である平成2年11月及び12月の保険料を過年度納付しており、上記の状況を踏まえると、6か月と短期間である申立期間についても、当該過年度納付と一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 14 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、18万円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 14 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年8月は19万円、同年9月及び同年10月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成14年8月は19万円、同年9月及び同年10月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年8月は22万円、同年9月及び同年10月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成14年8月は22万円、同年9月及び同年10月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成 14 年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 17 万円、同年 10 月は 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 14 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成 14 年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 17 万円、同年 10 月は 18 万円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成 14 年 8 月及び同年 9 月は 11 万 8,000 円に、同年 10 月は 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した平成 14 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成 14 年 8 月及び同年 9 月は 11 万 8,000 円に、同年 10 月は 13 万 4,000 円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年8月は12万6,000円に、同年9月及び同年10月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成14年8月は12万6,000円に、同年9月及び同年10月は13万4,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年8月は14万2,000円に、同年9月は16万円に、同年10月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、平成14年8月は14万2,000円に、同年9月は16万円に、同年10月は17万円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を誤って届け出たことを認めている上、申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和29年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月20日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

A社に昭和27年12月1日に入社し、59年7月31日に退職するまでの期間において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る社員名簿、及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年5月20日にA社C支店から同行本店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の関連資料は保存されておらず不明としているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同僚27人について、申立人の資格喪失日（昭和29年5月20日）及び資格取得日（昭和29年6月1日）と同日付けとなっていることが確認でき、社会保険事務所

（当時）が申立人を含む 28 人全員について当該被保険者資格の喪失日及び取得日のいずれも誤るとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 5 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月31日から同年2月1日まで

昭和21年9月にA社に入社し、転勤はあったが、60年10月末日に定年退職するまでの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社C支店（申立期間当時は、A社D支店）が提出した健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年2月1日にA社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C支店は、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、申立人に係る被保険者資格の喪失日は昭和39年1月31日となっているが、備考に『移動』と記載があり、当該記載内容は、申立人は、『昭和39年1月31日まで勤務の上、異動』という意味であると思われるので、当社B支

店での届出の際に、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たものと思われる。保険料納付に関しては不明である。」と回答している上、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和 39 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年9月16日は72万6,000円、17年1月14日は56万7,000円、同年5月16日は58万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月16日
② 平成17年1月14日
③ 平成17年5月16日

申立期間について、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年度及び17年度の賃金台帳及び申立人が所持する平成15年9月、17年1月及び同年5月に係る給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、賞与総支給額に見合う標準賞与額（平成15年9月16日は72万6,000円、17年1月14日は56万7,000円、同年5月16日は58万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届の届出記録が社内には無い。申立人の申立期間の賞与から保険料は控除していたが、社会保険事務所（当時）に納付していない。」と回答している上、複数回にわたる届出のいずれの機会においても社会保険事務所が記録していないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和37年11月26日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月頃から32年7月1日まで
② 昭和34年6月10日から同年12月1日まで
③ 昭和37年11月26日から38年1月5日まで

昭和31年10月頃にC社に入社し、41年3月に同社の関連事業所であるB社を退職するまでの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。事業所名称の変更及び異動はあったものの、B社及び同社の関連会社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、及び同社の関連会社であるB社D営業所における当時の事業主

の回答等から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和34年12月1日にA社からB社D営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、適用事業所名簿等によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認することはできないが、申立期間②に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの被保険者資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届を行っていないことが推認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、B社D営業所における当時の事業主の回答、及びB社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述等から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（昭和37年11月26日にB社D営業所からB社に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和38年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿等によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①について、申立人の同僚がC社の別名はA社と同一名称のF社であったと供述しているところ、適用事業所名簿等によれば、申立事業所であるC社及びF社は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた申立事業所の事業主及び同僚二人については、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和32年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間①当時の申立事業所における社会保険事務の担当者は、「F社は、昭和30年頃までは厚生年金保険の適用事業所に該当していたが、厚生年金保険料の滞納により、一旦、適用事業所に該当しなくなった。その後、従業員から厚生年金保険への再加入についての希望があり、改めて、32年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所としての届出を行った。このため、申立期間①当時の従業員については、厚生年金保険の被保険者記録は無く、給与からも厚生年金保険料は控除していないはずである。」と回答しているところ、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、同事業所は申立期間①以前の昭和30年7月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年9月1日から14年12月21日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から14年12月21日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成12年9月1日から14年12月21日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間（平成12年11月、13年7月及び14年3月を除く。）に係る給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額、並びにA社が提出した「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において確認できる総支給金額及び社会保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が提出した平成 11 年から 14 年までの期間の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、標準報酬月額が 30 万円となっていることが確認できることから判断すると、事業主は給与支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 4 月 1 日から 12 年 9 月 1 日までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日及び同社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年2月10日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月7日から同年3月20日まで

A社B事業所から同社C事業所に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容等に係る具体的な申立人の供述、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和33年2月10日となっていることが確認できること、同社B事業所及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年2月10日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和33年2月の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における同年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなく

なっており、当時の事業主の連絡先が不明であるため照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和48年5月1日から同年8月1日までの期間、50年1月1日から同年2月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、51年12月1日から52年1月1日までの期間、52年9月1日から58年9月1日までの期間及び平成11年9月1日から同年10月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和48年5月から同年7月までは13万4,000円、50年1月は19万円、同年9月は18万円、51年12月は18万円、52年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は24万円、同年12月は30万円、53年1月及び同年2月は22万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月及び54年1月は20万円、同年2月から58年1月までは30万円、同年2月は34万円、同年3月から同年8月までは30万円、平成11年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から平成14年11月1日まで
A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和48年1月から49年2月までの期間、50年1月、同年7月、同年9月から同年11月までの期間、

51年12月、52年9月から同年12月までの期間、53年2月から54年2月までの期間、同年4月、同年7月、同年9月、同年11月から55年1月までの期間、同年3月から同年7月までの期間、同年9月から63年6月までの期間、同年8月から平成4年12月までの期間、6年5月、同年7月、同年9月、7年1月から8年3月までの期間、及び同年5月から13年12月までの期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月から同年7月までの期間、50年1月、同年9月、51年12月、52年9月から同年12月までの期間、53年2月から54年2月までの期間、同年4月、同年7月、同年9月、同年11月から55年1月までの期間、同年3月から同年7月までの期間、同年9月から58年8月までの期間、及び平成11年9月については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和48年5月から同年7月までは13万4,000円、50年1月は19万円、同年9月は18万円、51年12月は18万円、52年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は24万円、同年12月は30万円、53年2月は22万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月は20万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月及び54年1月は20万円、同年2月、同年4月、同年7月、同年9月、同年11月から55年1月まで、同年3月から同年7月まで、及び同年9月から58年1月までは30万円、同年2月は34万円、同年3月から同年8月までは30万円、平成11年9月は32万円とすることが妥当である。

また、前述の申立人が提出した給与支払明細書により確認できる前後の期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、昭和53年1月は22万円、54年3月、同年5月及び同年6月、同年8月、同年10月、55年2月、並びに同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主から回答を得ることができないため不明であるが、申立人が提出した給与支払明細書により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合

う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与支払明細書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 8 月から 49 年 2 月までの期間、50 年 7 月、同年 10 月及び同年 11 月、58 年 9 月から 63 年 6 月までの期間、同年 8 月から平成 4 年 12 月までの期間、6 年 5 月、同年 7 月、同年 9 月、7 年 1 月から 8 年 3 月までの期間、同年 5 月から 11 年 8 月までの期間、同年 10 月から 14 年 10 月までの期間については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しているなど、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 49 年 3 月から同年 12 月まで、50 年 2 月から同年 6 月まで、同年 8 月、同年 12 月から 51 年 11 月まで、52 年 1 月から同年 8 月まで、63 年 7 月、平成 5 年 1 月から 6 年 4 月まで、同年 6 月、同年 8 月、同年 10 月から同年 12 月まで、8 年 4 月の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成9年5月1日、同資格の喪失日は同年9月13日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から同年9月13日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B企業年金基金が提出した申立人に係る厚生年金基金の加入員記録及び申立人が提出した厚生年金基金加入員証等から判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務し、厚生年金基金の加入員であったことが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は平成9年5月1日に国民年金被保険者の資格を喪失しているところ、同年5月の国民年金保険料については「厚生年金等加入」を還付理由として同年7月22日に還付決議が行われていることが確認できるところ、年金事務所及び事務センターは、「当時、オンライン記録等により、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であることを知りえる状態であったことは間違いない。厚生年金保険等の被保険者記録が確認できなければ、国民年金保険料に係る還付決議はもちろん、還付請求書を送付することも無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成9年5月1日に申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月13日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B企業年金基金の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 8 月から 11 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月から 11 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、年金手帳と国民年金保険料の納付書が郵送されてきたが、当時は学生であったため経済的な余裕も無く、国民年金保険料を納付していなかった。就職後に現在の夫の勧めもあり、最初の賞与をもらった平成 11 年 12 月に、既に送付されていた上記納付書により、A 町役場（現在は、B 市 C 支所）内の金融機関で、申立期間の保険料を一括で納付した。その時に必要な金額を引き出した記録が記載された金融機関の通帳もある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿では、申立期間の国民年金保険料が遡って一括納付された形跡は見当たらない上、申立人が保険料を納付したとする平成 11 年 12 月時点では、申立期間の保険料は過年度納付となり、申立人の年金手帳と一緒に送付されていた現年度納付書では納付することができないこと、及び同役場内にあった D 信用金庫 E 出張所では、過年度保険料の取扱いは行っていなかったとしていることなど、申立人の供述内容は、当時の保険料の納付実態と符合しておらず、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

また、申立人が国民年金保険料を一括で納付するために平成 11 年 12 月に 10 万円引き出したとする F 銀行 G 支店の取引明細表では、同年同月以外に、12 年 2 月、同年 12 月及び 13 年 7 月にそれぞれ約 10 万円程度の金額が引き出されており、申立人はそれらの用途は明確には憶えていないとしていることから、申立人の主張する金額が申立期間の保険料を納付するために引き出され

たものか特定することができず、11年12月に引き出された10万円の記録をもって申立期間の保険料が納付されていたものとは認め難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 62 年 4 月まで

私は、親の勧めもあり昭和 53 年頃にA町（現在は、B市）で国民年金に加入した。その後 62 年 5 月の結婚を契機に、未納となっていた半年から 1 年分の国民年金保険料を、B市の自宅に送付されてきた納付書によって、市役所若しくは郵便局又は銀行で納付したような記憶があるが、所有している年金手帳に国民年金の資格を再取得した日が 59 年 12 月 1 日と記載されているので、この時点から納付したのかもしれない。

申立期間の国民年金保険料が未納されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び特殊台帳では、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を一括納付したとする昭和 62 年 5 月時点では、申立期間のうち 59 年 12 月から 60 年 3 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間、納付場所及び納付したとする国民年金保険料等についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立当初、自宅に郵送されてきた納付書によって半年から 1 年分の国民年金保険料を納付したと供述しているところ、B市の国民健康保険の記録では、申立人は昭和 60 年 12 月に 59 年 12 月に遡って国民健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、及び申立人は一括納付したのは 1 回のみであったとしていることなどから、申立人が納付したとする保険料は、同年 12 月から 60 年 12 月頃までの期間に係る国民健康保険料であった可能性は否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 55 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成 8 年 9 月から 10 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 平成 8 年 9 月から 10 年 12 月まで

結婚後、首都圏の A 区役所から国民年金保険料の納付についての通知が来たので、同区役所に行き、国民年金の加入手続を行い、年金手帳を発行してもらった。当時は生活が苦しく、保険料を納付することができなかったので、保険料の免除申請をした。

その後、昭和 62 年 6 月まで、遅滞なく免除申請をしていた。申立期間①及び②も免除申請をしており、未納とされていることに納得できない。

また、平成 8 年 7 月に会社を退職後、B 市 C 区役所で国民年金に再加入し、次の仕事に就くまで、未納がないように国民年金保険料を納付していた。領収書は保管していないが、社会保険料が控除されている平成 9 年、11 年及び 12 年の確定申告書控を保有しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 5 月 16 日に申立人の元夫と 2 番違いで払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、記号番号が払い出された時点では、申立期間①のうち、53 年 6 月から 54 年 3 月までの期間は、制度上、免除申請を行うことができない期間であること、

ii) オンライン記録では、昭和 59 年度以降の国民年金保険料の免除申請日は、申立人及びその元夫共に同一日であることから、申立人及びその元夫の保険料の納付行動は同一であったと推認されることから、申立人と同様にその元夫についても申立期間①及び②は未納期間とされていること、iii) 申立期間①及び②の保険料が全て免除されるには、4回の免除申請手続を行うことが必要となるが、行政側においてこれら全ての免除申請手続の記録管理が不備となることは通常考え難いことなどを踏まえると、申立人が申立期間①及び②を免除申請していたものとは認め難い。

また、申立期間③について、申立人は平成 8 年 7 月以降の国民年金保険料については、当該期間を含め現年度納付していたと供述しているが、オンライン記録及び国民年金保険料領収済通知書によると、同年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料は 10 年 7 月に、11 年 1 月から 12 年 12 月までの保険料は 13 年 2 月から 6 月にかけて、過年度納付されていることが確認できる上、申立期間③直後の 11 年 1 月の保険料が時効到達間際の 13 年 2 月に過年度納付されていることから、この時点で申立期間③は時効となり、過年度納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が提出した平成 9 年、11 年及び 12 年の確定申告書控のうち、9 年及び 11 年の同控に記載されている社会保険料控除額は、その当時の年間の国民年金保険料額と乖離^{かいり}している上、申立人の当時の住所地である B 市 C 区役所では、この社会保険料控除額は、当時の国民健康保険料額とほぼ一致するとしていること、及び 12 年の同控に記載された国民年金保険料額は同年中の保険料額に見合う額であるものの、同年の保険料は前述のとおり 13 年に過年度納付されていることから、12 年の保険料額ではなく、10 年又は 11 年を過年度納付した場合の保険料額とも一致しないことなどを踏まえると、これら確定申告書控をもって申立期間の保険料が納付されていたものとは認め難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除され、又は納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除され、又は納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除され、又は納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 51 年 1 月まで
自営業の夫が亡くなって 12 年になる。夫が亡くなって 3 年後に書類の山を処分したが、その中に国民年金保険料の領収書もあったことを記憶している。残っている領収書は夫の年金手帳に挟まれていた分だけだが、私は自営業の夫を手伝っていたので、夫が私の分の国民年金保険料と一緒に払っていたと思う。なぜならば、私の年金手帳も夫の年金手帳と一緒に、亡くなった夫の^{かばん}鞆の中から出てきたからである。もう 1 冊青い手帳も有ったが、遺族年金の切替えのときに社会保険事務所（当時）に提出し、その後返してもらっていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 9 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間の大半が未納期間とされていること、及び申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であることなどを踏まえると、申立人及びその夫が、申立期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

また、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

私は、A社を退職し平成8年3月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、B社にすぐ入社し同年4月1日に同被保険者の資格を再取得したが、父親から「1日だけのことだが、3月分の厚生年金保険料は前の会社では納付してくれないだろうから、国民年金に加入してきちんと国民年金保険料を納付するように」と言われ、1日のためにわざわざ会社を休み、両親と一緒にC市役所へ行き、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に入社して間もなく、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと供述しているものの、オンライン記録等によると、申立人の平成8年3月31日の国民年金被保険者資格の取得及び同年4月1日の同資格の喪失については、11年7月7日に処理されていることが推認されること、申立期間同時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び保険料の納付場所等についての申立人の記憶は定かではなく、申立人に同行したとされる申立人の父親も国民年金の加入手続等に係る具体的な状況は不明としていることなどを踏まえると、申立期間の記録が処理される同年7月までは、申立期間は国民年金の未加入期間のため保険料を納付することはできず、同時点では申立期間は時効のため、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 49 年に、母が、私の国民年金の加入手続を行った際に、遡ることができる未納期間の国民年金保険料を納付したはずである。母から、この未納期間の保険料の納付手続は、市役所ではなく社会保険事務所（当時）に行かなければならず、大変だったことを聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間を含む昭和 47 年 4 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、管轄年金事務所が保管する国民年金被保険者台帳により、第 2 回目の特例納付の実施時期である 50 年 12 月に、申立期間直前の 47 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料が特例納付により納付され、申立期間直後の同年 10 月から 49 年 3 月までの保険料が過年度納付により遡って納付されていることが確認できるが、この時点においては、申立期間は、第 2 回特例納付の対象期間外であるため特例納付では納付することができず、過年度納付によっても時効のため納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人と連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認できる申立人の兄も、前述の被保険者台帳によれば、申立人と同様に昭和 50 年 12 月に、47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が特例納付により、同年 10 月から 49 年 3 月までの保険料が過年度納付によりそれぞれ納付されていることが確認できるが、申立期間の国民年金保険料は、申立人と同様に未納とされていることが確認でき、社会保険事務所が申立人及びその兄の記録をいずれも誤るとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の兄は、「当時、国民年金の加入手続や保険料の納付については、全て母が行っていたので憶^{おぼ}えていない。」と供述しており、申立人の母親は、既に死亡していることから、当時の保険料の納付状況については不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から13年2月まで

私の国民年金の加入、保険料の免除申請及び保険料の納付に関する国民年金の各種手続について、全て私の母に任せていた。

私の父が平成11年5月に事故に遭い、それから数か月経過した頃、社会保険事務所（当時）から国民年金の未納通知書が私宛てに送られてきたので、母に苦言したことを憶えている。

そのため、私の母が父名義の貯金通帳から十数万円を下ろして、近くの郵便局で国民年金保険料を納付したと聞いており、それ以来、社会保険事務所から国民年金の未納通知書が私宛てに送られてきた記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が平成11年5月に事故に遭った数か月後に、未納であった申立期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付した旨を主張しているが、申立期間は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金被保険者の資格を取得することが必要であるところ、オンライン記録によると、13年5月29日に厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われ、申立期間の前の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した10年3月1日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したことが確認できることから、当該切替手続が行われるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親が保険料を納付したとする11年に、申立期間の国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を一括納付したのは一度のみである旨供述しているところ、オンライン記録において、申立人の保険料の納付が確認できる期間は平成 14 年 4 月から同年 7 月までであり、当該期間の保険料は、15 年 8 月 28 日に過年度納付により納付されているのが確認でき、申立人の母親は当該過年度納付による納付を申立期間についての納付と混同している可能性がうかがえる上、当該過年度納付された時点において、申立期間は、時効によって国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私の国民年金は、私の母が加入手続を行い、以後私が昭和48年に結婚するまで、集金人による徴収で国民年金保険料を継続して納付していた。結婚する際に母から国民年金手帳を渡され、保険料は必ず引き続き納付するように言われたので、結婚後は、私が引き続き保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が国民年金の加入手続を行い、昭和45年4月から、集金人による徴収で毎月の保険料を納付していた。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号検索システムから、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で昭和46年10月20日に払い出されていることが確認でき、申立人が保管する国民年金手帳の発行日欄には、当該手帳の発行日が同年10月25日と記載されていることが確認できることから、当該払出時点においては、申立期間は、過年度納付によるほかに国民年金保険料を納付できない期間であり、集金人による徴収で国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の国民年金手帳では、昭和46年度から国民年金印紙検認記録が開始されており、申立期間の国民年金印紙検認記録は確認できない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母親から事情を聴取することができず、

国民年金の加入時期や保険料の納付状況については不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 2 日から 56 年 2 月 1 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額よりも低い金額で記録されていることが分かった。私は、運転手として月額約 28 万円から約 30 万円の給与を受け取っていたので、申立期間に係る標準報酬月額が大幅に低い金額で記録されていることに納得できない。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の雇用保険被保険者資格の取得時の賃金月額が 13 万 5,000 円であることが確認でき、この賃金月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる標準報酬月額及びオンライン記録上の標準報酬月額（13 万 4,000 円）とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人と同一職種であったとする複数の同僚は、「A社では基本給が約 10 万円であり、月々変動する歩合給などが加算されて約 20 万円から約 30 万円の給与支給額であった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によれば、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚 29 人のうち、21 人については標準報酬月額が申立人と同額の 13 万 4,000 円、他の 8 人については 10 万 4,000 円と記録されていることが確認でき、申立人のみが著しく低い標準報酬月額である状況は確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に遡って不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

加えて、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和 58 年 1 月 31 日に厚生年

金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等を確認できないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

しかしながら、申立期間については、A社が提出した平成 14 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書により、給与月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認又は推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認又は推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。事業所は、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

しかしながら、申立期間については、A社が提出した平成 14 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書により、給与月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認又は推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認又は推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年8月1日から同年9月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成14年9月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額よりも低い金額で記録されていることが分かった。私は、申立期間当時、代表取締役であり、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成14年8月1日から同年9月1日までの期間について、A社が提出した同年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を控除されていることが認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は当該期間において同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「申立てに係る標準報酬月額の減額処理については、私の知り合いの企業から、事業所が負担する社会保険料を低く抑える方法を提案するというコンサルタント会社を紹介され、詳細については取締役である私の妻が同社と交渉を行ったものの、当初は私もその交渉の場に同席していた。当時は、当該減額処理により従業員の将来の年金額に不利益が生じるものとは認識していなかったが、その後、このことに気づき、間もなく、コンサルタント会

社に対し標準報酬月額を当該減額処理前の標準報酬月額に戻すよう伝えたが、現在になって標準報酬月額の記録が当該減額処理前の標準報酬月額に訂正されていないことが分かった。」と回答している。

また、滞納整理簿によれば、A社は、平成9年5月分から社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金）を断続的に滞納し始めていることが確認できるとともに、当該事業所に係る「年金特別会計不納欠損決議書」において、10年5月分から15年8月分までの社会保険料等について、不納欠損決議が行われたことが確認できることなどから判断すると、申立人が、当該期間に係る標準報酬月額の届出に一切関与しなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち平成14年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間のうち、平成14年9月1日から同年11月1日までの期間について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

しかしながら、当該期間については、A社が提出した平成14年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年の通勤手当支給証明書により、給与月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認又は推認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認又は推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から50年12月28日まで

私が事業主であったA社における申立期間の標準報酬月額が、決算報告書に記載のある役員報酬額より低い金額となっている。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が事業主であったA社の昭和49年4月1日から50年3月31日までの期間に係る決算報告書に記載のある役員報酬額を基に、「昭和49年6月以降、私の役員報酬月額は17万円から27万円に増額変更されているのに、申立期間の標準報酬月額は、年金事務所の記録では17万円と記録されている。」として、申立期間の標準報酬月額の記録の訂正を申し立てしているところ、法人登記簿によれば、申立人は申立期間において申立事業所の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る昭和49年及び50年の標準報酬月額の定時決定において、標準報酬月額がともに17万円と記録されていることが確認でき、この記録は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、申立期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳や給与明細書等の資料は所持していないとしているものの、申立人が申立期間において経理事務を委託していたとする会計事務所は、「決算書等の資料はあるが、保険料控除に関する資料の保管はない。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除額を確認することができない上、当時、申立事業所に係る社会保険事務を担当していたとする社会保険労

務士は、「各種届出は適切に行っていた。」と供述している。

さらに、申立人が提出した昭和 49 年度の申立事業所の決算報告書において、「預り金の内訳書」欄に「社会保険料 16,080 円」と記載されているところ、この保険料額は、申立事業所の被保険者であった申立人を含む 4 人の健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額と比べて隔たりがあることが確認でき、当該決算報告書をもって、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認することもできない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3372 (事案 2390 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月頃から 50 年 1 月頃まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たに、当時、私と同じ業務に従事していた同僚が、私がA社の従業員であったことを供述してくれるということであり、同供述により、私が同社において厚生年金保険の被保険者であったことが明らかとなるはずであるので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人はA社に勤務していたことは推認できるが、i) 上記複数の同僚のうち、申立期間当時、申立事業所の現場責任者であったとする者、及び当時、社会保険事務に従事していたとする者の供述から判断すると、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難いこと、iii) 適用事業所名簿によれば、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料も見当たらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることが

できないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月24日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、申立人の同僚が、申立人が申立事業所の従業員であったことを供述してくれるということであり、同供述により、申立人が申立事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが明らかとなるはずであるとして、年金記録の訂正を求めて再度申し立てているが、前回の申立ての際、申立人は上記同僚の名前を挙げており、既に同人に対し申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について照会し回答を得ている上、今回、改めて再度聴取しても、同人からは、申立人が申立事業所に勤務していたとの供述が得られるのみで、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等に関する供述を得ることができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 53 年 10 月 31 日となっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

次に勤務したB社での厚生年金保険の被保険者期間との間で空白が生じないように、A社では、昭和 53 年 10 月末日までの期間において勤務したはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 53 年 10 月 31 日までの期間において勤務した。」と申し立てているものの、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、A社において、昭和 42 年 3 月 2 日に被保険者資格を取得し、53 年 10 月 30 日に離職していることが確認でき、当該記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録と符合している。

また、A社は、「当社が保管している資料によると、申立人は、昭和 53 年 10 月 30 日に退職していると思われる。」と回答しているところ、申立事業所が保管している社員名簿及び昭和 53 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の写しによれば、申立人が申立事業所を退職した日は同年 10 月 30 日とされていることが確認できる上、申立事業所が同様に保管していた申立人に係る退職金計算書には、退職年月日が同年 10 月 30 日と記載されており、当該退職金を受領した際の領収書には申立人の署名と押印がなされていることも確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立人の健康保険整理番号の前後の者 59 人について厚生年金保険被保険者資格の喪失日を確認したところ、資格喪失日が1日付けの者は4人のみで、1日付けを除く月上旬の日付の者が6人、

月中旬の日付の者が 13 人及び月下旬の日付の者が 36 人確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも月末付けで退職とする取扱いであったとは限らないことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月21日から52年9月1日まで
② 昭和59年10月1日から62年2月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、当時の収入額に見合う標準報酬月額より低い金額となっているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、前述の被保険者名簿の記録によれば、申立人の申立期間のうち、40か月は当時の標準報酬月額の最高等級額となっているほか、109か月は1万円未満であるものの、当該期間に係る標準報酬月額については厚生年金保険及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、オンライン記録上、1万円と記録されている期間となっていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立人の申立期間における社会保険の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の被保険者名簿により、申立期間当時、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月16日から7年3月1日まで

A社（B社に社名変更）本社、同社C支店及び支店長として同社D支店に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が名前を挙げた同僚のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できること及び当該同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、雇用保険に係る支給台帳によれば、申立人は申立期間中の平成4年2月29日から同年5月7日までの期間に係る基本手当を受給していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は死亡しているため、申立事業所の社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士事務所に照会したところ、「申立期間当時の申立事業所に係る関連資料を確認したが、申立人の厚生年金保険及び雇用保険に係る資料は無いため、申立人に係る加入手続は行っていないと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については分からない。当時、

営業職の中には社会保険に加入しない雇用形態の者もあり、責任感があり、販売実績のある者にはリーダーを兼務させていた。これらの者については給与から厚生年金保険料を控除しておらず、雇用保険にも加入させていなかった。」「申立人に係る記憶は無いが、営業職の中には厚生年金保険に加入していない者がいた。」「申立人は営業職でD支店長だった。社員の中には社会保険に加入していない者がおり、私の場合は、一定期間の試用期間があった。」と供述しているほか、申立人及び同僚が申立人の前任者でありD支店長であったと供述している者について、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から29年4月1日まで
② 昭和38年10月16日から39年1月27日まで

A社（現在は、B社）C事業所において勤務していた申立期間①、及びD社に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚3人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社C事業所が社会保険事務所（当時）に提出した「厚生年金保険被保険者票」では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、B社は、「現在、申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、前述の被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「坑内勤務時間は1日に4時間から6時間で、月に15日程度であった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、坑内労働者は通常1日3交代制であり、坑内労働時間が1日に4時間から6時間であったとは考えられない。」と供述している。

加えて、申立人が申立人と同日の昭和 25 年 4 月 1 日に申立事業所に入社したと供述している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、前述の被保険者名簿において、27 年 9 月 13 日となっている上、申立人が名前を挙げた同僚 3 人は既に死亡していることなどから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 38 年 10 月 16 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、適用事業所名簿によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先不明であり照会することができない。

さらに、申立人は、「当時、申立事業所に退職することを申し入れた後、懇願されて再就職したが、その際、会社から給与は日給に変更すると言われた記憶がある。」と供述しているほか、前述の被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、退職時期及び当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 1 日から 20 年 2 月 28 日まで

A村役場（現在は、B市）からの指示により、勤労報国隊の一員として昭和 19 年 9 月 1 日からC市に所在するD社（現在は、E社）で勤務し、爆撃が激しくなったので、20 年 2 月末に自宅へ戻り、待機中に終戦となった。申立期間は戦争中で、国のために勤務した期間であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時に複数の同僚と一緒に撮影したとする写真から判断すると、時期は特定できないが、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人及び申立人が所持する写真に写っている複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことについての記憶は無く、上記写真に写っている複数の同僚の所在等も判明しないことから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除の状況等が確認できない上、E社は、申立期間当時の申立人のD社における勤務について確認できない旨回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立期間のうち、昭和 19 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険法が同年 6 月に施行された後、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められていることから、申立

人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 11 月にA社に3度目の入社をして間もなく、過去の厚生年金保険の被保険者記録を統合してもらうため、社会保険事務所（当時）に出向いたところ、過去に2度勤務していた同社の厚生年金保険の加入期間は既に脱退手当金が支給済みとなっているとの回答であった。

脱退手当金制度があることすら知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶も無く、納得できないので、申立期間に係る脱退手当金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、社会保険庁（当時）が脱退手当金の給付裁定のために必要となる標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁に回答したと推認される日（昭和 37 年 8 月 24 日）の記載が確認できる上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和 37 年 10 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間②について、前述の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和 43 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、前述の脱退手当金の給付裁定のために必要となる標準報酬月額等の回答を受けるために行っていた社会保険庁への照会については、38年以降は省略できることとなっている。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶がないという以外に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月30日まで

昭和19年3月に高等小学校を卒業と同時に、A社に入社し、工員として業務に従事した。同社は、入社後間もなくB社に会社の名称が変更され、申立期間は、B社としての社内に設置されていたC学校において週1回軍事教育を受けながら、同社D工場内で飛行機の検査工員として業務に従事しており、同社に勤務していたことは間違いない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶する複数の同僚（上司を含む。）は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び申立期間当時の同社における勤務実態についての申立人の詳細な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、申立事業所の事業を継承しているE社も、申立人の詳細な記憶から勤務実態は推認できるとするものの、「当時の関係資料は保存されていない。」と回答している上、前記の申立人が記憶する複数の同僚のうち、名前を記憶する同僚は生存者が確認できず、姓のみ記憶する同僚については、前述の被保険者名簿において、同姓の被保険者数が多く、該当者を特定することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、申立人が保管する、申立期間当時にC学校において

勤務のために出張した際に撮影したとする写真に、一緒に写っていると記憶する同僚の一人も、申立人と同様に被保険者記録が確認できない上、上記被保険者名簿から申立期間における健康保険の整理番号に欠番がないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。